平成２０年（フ）第６８１号
北海道上川郡東神楽町北３条東２丁目３番５号
破産者　株式会社ヨコマク
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５０号
北海道苫前郡羽幌町栄町90番地１
破産者　羽幌石油株式会社
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９号
北海道標津郡中標津町東６条北２丁目１番地９
破産者　株式会社オオクボ
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所根室支部

平成２０年（フ）第５７６号
青森市問屋町１丁目６番17号
破産者　株式会社丸吉
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第７９９号
東京都八王子市万町82番地５ＴハウＳ202号、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市暁町２丁目28番20―201号
破産者　遠藤　美光
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４９８号
東京都調布市富士見町３丁目26番地７相田マンション202、破産手続開始決定時の住所東京都調布市富士見町２丁目１番地の16
破産者　伊藤　愛子
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３０３号
神奈川県平塚市広川51番地の１　添田アパート205号、開始決定時の住所神奈川県平塚市堤町１番２号　新栄ビル３Ｆ
破産者　安永　元幸
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３７４号
神奈川県厚木市長沼421番地
破産者　大光工業株式会社
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７７４号
神奈川県平塚市大神3341番17号
破産者　有限会社ホンダテクノ
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第５２８号
奈良県生駒郡平群町西宮１丁目10番28号
破産者　成和株式会社
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２７７号
岡山市南区浦安本町111番地１、開始決定時の住所岡山市中区江崎499番地15
破産者　安田由紀子
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５０９号
岡山市東区松新町363番地13
破産者　西﨑　武芳
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５１０号
岡山県玉野市後閑1702番地１
破産者　伊東　秀明
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３３２号
広島県福山市曙町２丁目22番16号パーク曙Ｃ―102
破産者　桝田　康男
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２８号
山形県東田川郡庄内町余目新田字西町４番地１
破産者　佐々木勝利
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第７５号
福島県二本松市中里133番地82
破産者　金澤　賢二
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１３９号
福島市南矢野目字荒屋敷55番地の１　セントラルパーク210、前住所福島市笹谷字葭野３番地の６
破産者　藪内由規子
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第５６１号
埼玉県鳩ヶ谷市南１―24―８　千葉荘103号、破産手続開始決定時の住所埼玉県鳩ヶ谷市大字辻641番地の２
破産者　石橋　一俊
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係